

大和市告示第148号

大和市住宅支援給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月26日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅支援給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和市住宅支援給付事業実施要綱（平成24年大和市告示第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「6か月」を「6月」に改める。

第4条第1項中「3か月」「3月」に改め、「とし、第11条第1項に規定する就職活動を誠実に行ったにもかかわらず、当該支給期間の満了時の月当たりの収入が、単身世帯にあつては84,000円に家賃額を加えた額未満の者、2人世帯にあつては172,000円未満の者、3人以上の世帯にあつては172,000円に家賃額を加えた額未満の者については、申請により3か月を限度に延長することができるもの」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の支給期間は、第11条第1項に規定する就職活動を誠実に行ったにもかかわらず、当該支給期間の満了時の月当たりの収入が、単身世帯にあつては84,000円に家賃額を加えた額未満の者、2人世帯にあつては172,000円未満の者、3人以上の世帯にあつては172,000円に家賃額を加えた額未満の者については、申請により3か月を限度に延長することができるものとする。

3 前項の規定により支給期間の延長をした者で、第2条に規定する対象者の要件（同条第1号の要件を除く。）を満たすものが、第11条第3項第1号に掲げる日常・社会生活支援又は同項第2号に掲げる生活保護受給者等就労自立促進事業を継続して利用している場合は、3か月を限度に支給期間を更に延長することができるものとする。

第8条第2項中「受給者が第4条第1項」を「住宅支援給付を受給している者（以下「受給者」という。）が第4条第2項」に、「第2条に規定する対象者であるか」を「第2条に規定する対象者の要件（同条第1号の要件を除く。）を満たすか」に改め、同条第3項中「の規定による決定を受けた住宅支援給付又は前項の規定による延長の」を「から第3項までの規定による」に、「これらの」を「当該」に、「の延長」を「の延長等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第4条第2項の規定により支給期間を延長した受給者が、同条第3項の規定により支給期間を

更に延長する場合は、延長した支給期間の最終の月の末日（当該月が3月の場合は、翌月の初日とする。）までに住宅支援給付支給申請書（期間再延長用）により申請しなければならない。この場合において、市長は、第11条第1項に掲げる就職活動を誠実にやっているか等を勘案した上で、支給期間の再延長の可否を決定し、当該受給者に対して住宅支援給付支給決定通知書（期間再延長用）により通知する。

4 前2項の規定により住宅支援給付の支給期間の延長又は再延長（以下「延長等」という。）が決定された場合における当該住宅支援給付の支給額は、延長等の申請時の収入に基づいて第3条の規定により算出される額とする。

第9条第1項中「住宅支援給付を受給している者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第11条に次の1項を加える。

3 第4条第2項の規定による住宅支援給付の支給期間の延長の決定を受けた受給者は、当該決定の後最初の支給までに、第1項に掲げる就職活動に加え、次に掲げる支援のうち市長が指示するものの利用を開始するものとする。

(1) 日常・社会生活支援（本市が実施する、就労意欲及び就労能力があっても直ちに就労に結びつきにくい者に対する、就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎能力や基礎技能の習得支援等をいう。以下同じ。）

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）に基づき都道府県が地方公共団体等と連携して実施する事業をいう。以下同じ。）

第12条第2項ただし書中「に規定する」を「から第3項までの規定による決定を受けた住宅支援給付の」に改める。

第13条第1項中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「を拒む」を「に従わない」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 日常・社会生活支援を受けることを求められたにもかかわらず正当な理由なく利用を開始しない者又は日常・社会生活支援を受けている者で正当な理由なくその利用を継続しないもの 原則として当該事実があった月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

(3) 受給者の能力・適正・就職活動状況等を勘案して、生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者として市長が選定したにもかかわらず、正当な理由なく事業に参加しない者又は当該事業による支援を受けている者で正当な理由なくこれを継続しないもの 原則として当該事実があ

った月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

第14条中「離職した」を「解雇された」に、「前条第1項第4号」を「前条第1項第6号」に「第5号」を「第7号」に改める。

附則第3項中「延長」を「延長等をした」に改める。

別表第1号様式の項から第3号様式の項までの規定中「第5条」の次に「及び第6条」を加え、

同表第4号様式の項中「第6条」の次に「及び第7条」を加え、同表中

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式

第15号様式

第16号様式

第17号様式

第18号様式

住宅支援給付支給申請書（新年度申請用）	第8条
住宅支援給付支給変更申請書	第9条
住宅支援給付支給変更決定通知書	第9条
常用就職届	第11条
住宅支援給付支給停止届	第12条
住宅支援給付支給停止通知書	第12条
住宅支援給付支給再開届	第12条
住宅支援給付支給再開通知書	第12条
住宅支援給付支給中止通知書	第13条

を

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式

第15号様式

第16号様式

第17号様式

第18号様式

第19号様式

第20号様式

住宅支援給付支給申請書（期間再延長用）	第 8 条
住宅支援給付支給決定通知書（期間再延長用）	第 8 条
住宅支援給付支給申請書（新年度申請用）	第 8 条
住宅支援給付支給変更申請書	第 9 条
住宅支援給付支給変更決定通知書	第 9 条
常用就職届	第 1 1 条
住宅支援給付支給停止届	第 1 2 条
住宅支援給付支給停止通知書	第 1 2 条
住宅支援給付支給再開届	第 1 2 条
住宅支援給付支給再開通知書	第 1 2 条
住宅支援給付支給中止通知書	第 1 3 条

に改める。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。